

自 認 書

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

私は、上記のいずれにも該当していません。

兵庫県公安委員会 殿

年 月 日

(住 所)

(氏 名)